

新型コロナウイルス感染症関係離職者等採用企業支援金 Q & A

(令和3年7月21日現在)

1 支給対象事業者（支給要領第2関係）について

- Q 1 - 1 県外に本社がある場合、県内の事業所長等から請求してもよいのか？
- Q 1 - 2 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）とは？
- Q 1 - 3 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された「対象離職者等者」とは具体的にどのような方をいうのか？また、どのような書類で確認するのか？
- Q 1 - 4 個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者とあるが、支給対象事業者が個人事業者の場合はどうなるのか？
- Q 1 - 5 県が実施する就職後の定着状況等に関する調査に協力することとあるが、調査はどの程度の頻度で実施されるのか。また、支援金の受領後、支援金の対象となった方が退職した場合には、返還しないとイケないのか？
- Q 1 - 6 その他支援金の支給が適当でないと知事が認める者でないこととあるが、具体的にどのような場合か？

2 支援金の額（支給要領第3関係）について

- Q 2 - 1 令和3年4月1日以降令和4年2月15日までの期間において、正規雇用労働者として採用したとあるが、具体的な運用は？
- Q 2 - 2 支援金請求時において、県内に住所を有する者とあるが、県外からU I J ターンした者も対象となるのか？
- Q 2 - 3 令和3年4月1日以降に採用した者がいるが、支援金請求前に退職した場合は、請求できないのか？
- Q 2 - 4 1社（事業所）につき、請求金額（支援金対象者の数）に上限はあるのか？

3 支援金の請求（支給要領第4関係）について

- Q3-1 支援金は、1回しか請求できないのか？
- Q3-2 支援金の請求をするときは、関係書類を令和4年2月28日までに提出しなければならないとあるが、具体的な取扱いは？また、予算が不足する場合はどうなるのか？
- Q3-3 事実申立書兼個人情報提供に関する同意書（別記様式第3号）は誰が書くのか？対象者が提出を拒んだ場合はどうなるのか？
- Q3-4 離職・廃業等の理由が確認できる書類とは？
- Q3-5 振込先の金融機関の口座情報が確認できる書類とは？
- Q3-6 請求書提出後、支援金が振り込まれるまでの期間はどれくらいか？
- Q3-7 電子申請システムに入力すれば、請求書等関係書類を提出しなくても良いか？
- Q3-8 請求にあたり、委任状が必要になるのはどのような場合か？

4 支援金の返還等（支給要領第5関係）について

- Q4-1 支援金の受領後、支援金の対象となった方が退職した場合には、返還しないといけないのか？（再掲）

1 支給対象事業者（支給要領第2関係）について

Q1-1 県外に本社がある場合、県内の事業所長等から請求してもよいか？

代理請求は可能です。

ただし、法人の代表者（代表取締役、理事長等）が請求し、口座名義が支店長等（支店長、園長、施設長等）である場合は、委任状が必要です。

※ 法人の支店長等（支店長、園長、施設長等）が請求し、口座名義が法人の代表者（代表取締役、理事長等）である場合は、委任状は不要です。

Q1-2 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連合及び土地区画整理組合を除く。）とは？

- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 株式会社日本政策金融公庫
- ・ 国立大学法人
- ・ 水害予防組合
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 地方公共団体金融機構
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方道路公社
- ・ 独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本司法支援センター
- ・ 日本年金機構
- ・ 株式会社国際協力銀行
- ・ 港務局
- ・ 社会保険診療報酬支払基金
- ・ 水害予防組合連合
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公共団体情報システム機構
- ・ 地方税共同機構
- ・ 地方独立行政法人
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 日本放送協会

Q1-3 新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された「対象離職者等」とは具体的にどのような方をいうのか？
また、どのような書類で確認するのか？

対象離職者等とは、①～③をいいます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響による倒産や売上の大幅な減少等に伴い、事業主の都合により解雇され、又は、雇止めされた方（自己都合による解雇又は雇止めを除きます。）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響による売上の大幅な減少等に伴い廃業した個人事業者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響による売上の大幅な減少等に伴い県内事業所が閉鎖され、通勤不可能な事業所への転勤命令により、やむを得ず自己都合退職された方など、知事が適当と認める方

事実の確認は、事実申立書兼個人情報提供に関する同意書（別記様式第3号）の記載内容のほか、雇用保険被保険者の場合は離職票の写し、個人事業者の場合は廃業届の写し等により行います。

Q1-4 個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者とあるが、支給対象事業者が個人事業者の場合はどうなるのか？

個人事業者の場合は、この要件は不要です。
誓約書（別記様式第2号）の該当項目にチェックする必要はありません。

Q1-5 県が実施する就職後の定着状況等に関する調査に協力することとあるが、調査はどの程度の頻度で実施されるのか。
また、支援金の受領後、支援金の対象となった方が退職した場合には、返還しないとイケないのか？

就職後の定着状況等に関する調査は、必要に応じて実施させていただきますが、対象事業者の皆様の御負担にならないよう年1回以内を予定しています。

なお、この支援金は、虚偽又は不正な行為により支援金を受給した場合に返還を求めるとしており、支援金の受領後に支給対象者が退職した場合は、原則として返還は求めません。

ただし、支援金受領後に対象事業者側の都合により、支給対象者が離職したことが判明した場合には、支援金の返還は求めませんが、次回以降、支援金の請求書を受理しないことがあります。

Q1-6 その他支援金の支給が適当でないとして知事が認める者でないこととあるが、具体的にどのような場合か？

対象事業者の重大な法令違反の事実が判明した場合や対象事業者側の都合により支給対象者が離職したことが判明した場合などを想定しています。

2 支援金の額（支給要領第3関係）について

Q2-1 令和3年4月1日以降令和4年2月15日までの期間において、正規雇用労働者として採用したとあるが、具体的な運用は？

対象離職者等を正規雇用労働者（週20時間以上の無期雇用契約）として雇用する契約を令和3年4月1日以降令和4年2月15日まで締結した場合とします。

Q 2 - 2 支援金請求時において、県内に住所を有する者とあるが、県外からU I J ターンした者も対象となるのか？

県外からU I J ターンされた方であっても支援金請求時点で支給対象者の要件を満たす方であって、住所地が県内である方は、対象となります。

Q 2 - 3 令和3年4月1日以降に採用した者がいるが、支援金請求前に退職した場合は、請求できないのか？

支援金の請求時に、現に支給対象事業者に在籍している方のみ支援金の対象となりますので、支援金請求前の退職者は算定から除いてください。

Q 2 - 4 1社（事業所）につき、請求金額（支援金対象者の数）に上限はあるのか？

支援金の額に上限はありません。

3 支援金の請求（支給要領第4関係）について

Q 3 - 1 支援金は、1回しか請求できないのか？

支援金の請求可能期間内であって、異なる対象離職者等を採用し、要件を満たす場合には、その都度請求することができます。

Q 3 - 2 支援金の請求をするときは、関係書類を令和4年2月28日までに提出しなければならないとあるが、具体的な取扱いは？
また、予算が不足する場合はどうなるのか？

関係書類を郵送により送付する場合、令和4年2月28日（月曜日）までの消印があるものについて、受理します。

なお、支援金の予算については、十分な額の確保に努めますが、やむを得ず不足する場合には、請求書の提出期限を前倒しさせていただくことがあります。

支給要件が揃った場合には、お早めに請求していただきますようお願いいたします。

Q 3 - 3 事実申立書兼個人情報提供に関する同意書（別記様式第3号）は誰が書くのか？対象者が提出を拒んだ場合はどうなるのか？

事実申立書兼個人情報提供に関する同意書（別記様式第3号）は、支給対象者個人ごとに記載していただく必要があります。

郵送等いただく際には、個人情報の取扱いに御注意ください。

なお、支給対象者から提出を拒まれた場合には、県担当者に御相談ください。

Q 3 - 4 離職・廃業等の理由が確認できる書類とは？

雇用保険被保険者の場合は離職票の写し、個人事業者の場合は廃業届の写しを提出してください。なお、事案に応じてその他の書類の提出をお願いすることがあります。

Q 3 - 5 振込先の金融機関の口座情報が確認できる書類とは？

金融機関名、支店等名、預金種別、口座番号、口座名義人（カタカナ）が確認できるよう通帳の写しを提出してください。

通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやインターネットバンキングの画面を印刷したものなど、口座情報が確認できるものを提出してください。

なお、必要事項以外については、マスキングしていただいて構いません。

Q 3 - 6 請求書提出後、支援金が振り込まれるまでの期間はどれくらいか？

書類の不備がなければ、請求書受理後、1か月程度で指定口座に振り込みます。

Q 3 - 7 電子申請システムに入力すれば、請求書等関係書類を提出しなくても良いか？

電子申請システムは、書類の送付漏れ等を防止するために入力していただくものであり、電子申請システム入力後は、請求書等の関係書類を確実に提出してください。

Q 3 - 8 請求にあたり、委任状が必要になるのはどのような場合か？

法人の代表者（代表取締役、理事長等）が請求し、口座名義が支店長等（支店長、園長、施設長等）である場合は、委任状が必要です。

4 支援金の返還等（支給要領第5関係）について

Q4-1 支援金の受領後、支援金の対象となった方が離職した場合には、返還しないといけないのか？（再掲）

この支援金は、虚偽又は不正な行為により支援金を受給した場合に返還を求めることとしており、支援金の受領後に支給対象者が退職した場合は、原則として返還は求めません。

ただし、支援金受領後に対象事業者側の都合により、支給対象者が離職したことが判明した場合には、支援金の返還は求めませんが、次回以降、支援金の請求書を受領しないことがあります。